

★ News 令和6年分『年末調整』 ↔ 『定額減税』の留意点

令和6年分の年末調整は、**定額減税**(令和6年分所得税についての定額による所得税額の特別控除)が実施されているため、例年の年末調整事務に加え、**年末調整を行う時点の定額減税額＝年調減税額**を算出し、年間の所得税額と精算する**年調減税事務**を、次の手順で行うことになります。

年調減税の対象者の確認

- ・ 年末調整の対象となる人は、原則として、**年調減税の対象者**となります。
- ・ 給与所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人は、年調減税の対象外です。月次減税(居住者で甲欄適用者が令和6年6月1日以後に受ける給与から控除)では、次の人も控除の対象になっているので注意してください。

〔令和6年中の給与収入が2,000万円を超えるため、**年末調整の対象とならない**と見込まれる人
〔令和6年中の合計所得金額が1,805万円を超えるため、**定額減税の適用を受けない**と見込まれる人

年調減税額の計算

- ・ 年調減税額は、「**本人3万円**」と「**同一生計配偶者と扶養親族1人につき3万円**」の「**合計額**」です。いずれも**居住者**に限ります。
- ・ 「扶養控除等(異動)申告書」「配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」等から、**年末調整を行う時の現況における人数を確認し、年調減税額を計算**します。

年調減税額の控除

- ・ 年調減税額の控除は、**住宅借入金等特別控除後の所得税額＝年調所得税額から控除**し、その年調所得税額を限度に行います。
- ・ 年調減税額を控除した金額に、102.1%を乗じて**復興特別所得税を含めた年調年税額**を計算し、**毎月の源泉徴収税額の合計額**(月次で定額減税額を控除し**実際に源泉徴収した税額**)と精算します。

【定額減税の留意点】

➡ (内閣官房 HP 「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」)

- ※ 所得税と個人住民税の少なくとも一方を納めている人で、**定額減税しきれないと見込まれる人**
→ 令和6年分の所得税額から年調減税額(定額減税可能額)を控除しきれないと見込まれる場合は、**控除しきれない額を算定し「調整給付金」として各市区町村から支給**されます。「調整給付金」の対象者には、**市区町村から直接「文書で案内、がある**とのことです。

控除しきれなかった金額を、令和7年以降の給与等から控除することはありません。

振り込め詐欺等、電話やメールに注意!

- ※ **いずれの勤務先にも「扶養控除(異動)申告書」を提出していない人**
→ 勤務先で定額減税を受けることはできませんが、**確定申告で受ける**ことができます。
- ※ **給与に加え、公的年金を受給している人**
→ 公的年金からの源泉徴収でも定額減税を受けるため、**重複して定額減税を受ける**ことになります。原則として**確定申告において、最終的な所得税額と定額減税額を精算**します。

【令和7年1月からの源泉徴収事務について】

- ※ 令和7年分の「扶養控除等(異動)申告書」には、前年の申告内容から異動がない場合には、記載すべき事項の記載に代えて、「**異動がない**」旨の記載によることができるとされました。
- ※ 令和7年分の「源泉徴収税額表」の税額は、令和6年分から**変更はありません**。

【年末調整のチェックポイント】

次ページ P.2 へ

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063



< 令和6年分 年末調整のチェックポイント >



■ 『扶養控除等(異動)申告書』

- ※ 年末調整の対象は、原則として『扶養控除等(異動)申告書』を提出している人です。
- ・ 給与収入が2,000万円を超える人、税額表「乙」欄が適用される人等は対象となりません。
 - ・ 扶養に該当するかは年末調整を行う日の現況で判定しますが、年齢は本年12月31日の現況により、死亡、出国により非居住者になる場合は、死亡又は出国時の現況により判定します。
- 扶養親族…所得者と生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。
- ・ 給与所得だけの場合→収入金額103万円以下、公的年金だけの場合→年金収入65歳以上158万円以下、65歳未満108万円以下であれば、合計所得金額が48万円以下になります。
 - ・ 居住者である年少扶養親族(『扶養控除等(異動)申告書』の住民税に関する事項欄に記載。年齢16歳未満の人=平成21年1月2日以後に生まれた人)は定額減税の対象になりますが、扶養控除の対象にはならないことに注意してください。
- 控除対象扶養親族
- ・ 扶養親族のうち、居住者で年齢16歳以上の人(平成21年1月1日以前に生まれた人)
 - ・ 扶養親族のうち、非居住者については、扶養控除の適用要件に該当するか留意してください。
- 特定扶養親族…控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成14年1月2日~平成18年1月1日に生まれた人)
- 老人扶養親族…控除対象扶養親族のうち、70歳以上の人(昭和30年1月1日以前に生まれた人)
- 同居老親等…老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者と同居を常況とする人
- 同一生計配偶者…所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除く)で、合計所得48万円以下の人
- 障害者(特別障害者)…所得者本人やその同一生計配偶者、扶養親族で、要件に該当する人
- ・ 障害者控除は、16歳未満の扶養親族にも適用されることに注意して下さい。
- 同居特別障害者…同一生計配偶者・扶養親族のうち、特別障害者に該当し、同居を常況としている人
- 寡婦 ○ひとり親…「寡婦」「ひとり親」の判定は、正しく行われているかを確認します。
- 勤労学生…所得者本人が勤労学生で、合計所得金額が75万円以下であり、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下であること。在学する専修学校長等が交付する証明書の有無により判定します。
- 国外居住親族…「親族関係書類」「送金関係書類」に加え、条件により確認書類の添付・提示が必要です。

■ 『基礎控除申告書』『配偶者控除等(兼定額減税)申告書』『所得金額調整控除申告書』の確認

■ 『保険料控除申告書』

- ※ 国民年金・生命保険・地震保険・小規模企業共済等掛金など、控除証明書を添付又は提示します。
- 生命保険料控除…所得者本人が支払い、受取人が本人・配偶者・親族である場合のみ適用
- 地震保険料控除…所得者本人が支払い、本人や親族が常時居住する家屋等が保険目的であること
- 社会保険料控除…所得者本人又は本人と生計を一にする親族の負担すべき社会保険料で、所得者本人自身が支払ったものに適用され、次の①②があります。
- ① 健康保険や厚生年金、雇用保険など毎月の給与から差し引かれているもの
 - ② 国民健康保険や国民年金など、本人が直接支払っているもの
(介護保険料は、65歳以上は年金から特別徴収。40~64歳は健康保険料に介護保険料相当額が含まれる。)
- 小規模企業共済等掛金控除…小規模企業共済掛金、確定拠出年金法に基づく掛金(iDeCoなど)

■ 『住宅借入金等特別控除申告書』

- ※ 税務署発行「住宅借入金等特別控除申告書」と金融機関発行「年末残高等証明書」を添付します。
- ※ 控除を受けようとする最初の年分は、確定申告により控除の適用を受ける必要があります。
- 「医療費控除」や「寄附金控除」は、年末調整では適用できず、確定申告が必要です。